

第61回平成26年12月与謝野町議会定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成26年12月16日

開閉会日時 午後1時30分 開会 ～ 午後2時32分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	高岡 伸明	9番	宮崎 有平
2番	和田 裕之	10番	塩見 晋
3番	小牧 義昭	11番	河邊 新太郎
4番	渡邊 貫治	12番	有吉 正
5番	安達 種雄	13番	家城 功
6番	江原 英樹	14番	勢 箴 毅
7番	伊藤 幸男	15番	多田 正成
8番	藤田 史郎	16番	今田 博文

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	奥野 稔	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	山添 藤真	代表監査委員	足立 正人
副町長	和田 茂	教育長	塩見 定生
企画財政課長	植田 弘志		
総務課長	浪江 学	商工観光課長	小室 光秀
岩滝地域振興課長	小池 大介	農林課長	井上 雅之
		教育推進課長	長島 栄作
加悦地域振興課長	森岡 克成		
税務課長	秋山 誠	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	保健課長	前田 昌一
会計室長	飯澤嘉代子	福祉課長	浪江 昭人
建設課長	西原 正樹	水道課長	吉田 達雄

## 5. 議事日程

- |       |          |   |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 104号 | 与謝野町保育の必要性の認定に関する条例の制定について<br>(質疑～表決)         |
| 日程第 2 | 議案第 105号 | 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正について<br>(質疑～表決)           |
| 日程第 3 | 議案第 106号 | 町道路線の廃止について<br>(質疑～表決)                        |
| 日程第 4 | 議案第 107号 | 町道路線の認定について<br>(質疑～表決)                        |
| 日程第 5 | 議案第 108号 | 三河内大橋・嘉久屋橋・嗎橋橋梁補修工事請負契約の<br>変更について<br>(質疑～表決) |
| 日程第 6 | 議案第 109号 | 災害復旧事業の施行について<br>(質疑～表決)                      |

## 6. 議事の経過

(開会 午後 1時30分)

議長（今田博文） 皆さん、こんにちは。定刻の1時30分になりました。本日もよろしくお願い申し上げます。

本日、小池教育次長、坪倉野田川地域振興課長より欠席の届けが参っておりますので、皆さんにお知らせします。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ここで建設課長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 貴重なお時間をいただきまして、申しわけございません。

議案資料の26ページの関係でございます。議案第108号の三河内大橋・嘉久屋橋・嗎橋橋梁補修工事の関係でございます。この中の議案資料のNo.1の部分の5番目の契約事項の変更の部分につきまして、間違っております部分がございますので、今回、訂正をさせていただきたいということで、資料を配付をさせていただいております。変更前の請負工事価格の部分が4,885万8,000円というふうな記載をしておりましたけれども、4,874万円の誤りでございます。その下の消費税相当額の部分につきましても390万8,240円というふうな記載をさせていただいておりますけれども、389万9,200円という数字でございます。また、変更後の部分につきましても、工事請負額が5,310万3,600円というふうな表示をしておりますけれども、5,298万480円、それから、工事価格につきましても4,917万円というふうにさせていただいておりますけれども、4,905万6,000円、それから、消費税相当額につきましても393万3,600円ということでございますけれども、392万4,480円というふうな訂正をさせていただきたいということでございます。

貴重なお時間をいただきまして、大変申しわけございませんでした。

議長（今田博文） 日程第1 議案第104号 与謝野町保育の必要性の認定に関する条例の制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありません。

塩見議員。

10番（塩見 晋） それでは、議案第104号について質問いたします。最初の提案説明のときにあらかたお聞きはしておるんですが、もう少し理解をするためにお聞きしたいと思います。

この必要性の認定というのは、どういう手順で、いわゆる進めていかれるのかということと、それから、一月中において48時間以上労働することを常態することということが認定の必要性にかかわる基準にこういう時間になっているわけですが、これも与謝野町の場合は、これが適当だろうというような感じの説明を聞いたように思ったんですけども、そこも含めて再度、ご説明が願えればと思います。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。まず、認定の手順でございますが、これまでは、そういった認定ということがございませんでしたので、保育所を利用される場合については、入所の申請をしていただくということで手続をさせていただきましたが、今後につきましては、まず、その子供さんが1号認定の子供になるのか、2号認定の子供になるのかということ、まず最初に認定をさせていただくこととなりますので、認定の申請をいただくということになります。それに、その申請に基づきまして、事情等をお聞きする中で、今回の認定基準の、どこに当てはまるのかということ、これを判断をさせていただいた上で2号認定の子供なら2号認定という認定をさせていただくと。その後、その保育所を希望される場合につきましては、どこの保育所を希望されるかということで入所の申請をしていただくという手順になります。

それから、48時間を採用した理由についてでございますが、今回、初めて下限時間を国のほうが設けるということになっておりまして、一月当たりの労働時間が48時間以上64時間以下の、この範囲で下限を設けるという基準がございます。これまで基本的には、下限時間を設けておりませんでしたので、一番最低ラインの48時間を選択させていただくことが、混乱も避けられるのではないかというふうに考えまして、特に何か根拠があってということではないんですが、サービスの枠を広げる意味では、48時間を採用させてもらうほうが好ましいのかなという判断をさせていただいたということでございます。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） それでは、これは平成27年度からの子供について、こういう形で認定を受けて預かってもらうなりするという形になると思うんですが、この平成27年度に向けての認定の作業というんですか、この条例が通れば、それはもう来年早々ぐらいから始められるということなんでしょうか。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） ただいまの件につきましては、条例がおる前に事前準備ということが認められておりますので、既に申請受け付けをさせていただいております。4月1日からの利用に向けまして、ほぼ申請が出そろいましたので、年明けぐらいから認定に入っていきたいというふうに考えております。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） そうですか、もう既に手続的には、先にいっておるということです。お尋ねするんですが、今、来年の4月1日から入所するために受けた認定というのは、これ1年間有効なのか、それとも退所するまで有効なのか、それから、就労の状況が途中で変わったり、いろんな状況変わることとか、あると思うんですが、そういうことについては、どういう対応になっているんでしょうか。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 認定の期限につきましては、基本的には3年ということになっております。ですから、ゼロ歳で入所をされた場合については、3歳になるまでの間、3歳になった時点で、また、認定をやり直すということになります。それから、3歳で入園された子供さんについては5歳までの3年間ということになります。それから、途中で保護者の、例えば、就労の関係で今まで無職だった人が仕事につくようになりましてというような場合について、そうではなしに、基本的

に120時間を、就労時間で120時間を超えた場合は11時間の保育が利用できると、それまでが、それ以下の48時間以上、120時間未満のお仕事をされておるということで、8時間認定を受けておられた場合に120時間を超える仕事につくようになりましたということになりました。11時間の保育が受けられるようになりますので、その時点で認定がえをしていくということになります。

それから、それまでは1号認定で、いわゆる幼稚園に通っておられた方につきまして、これも仕事につくということになって、保育が必要だというふうになった場合につきましては、2号認定なり3号認定に、その時点で変更をするという手続になるということでございます。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） それでは、そのいろんな状況が変わったときに、また、認定を取り直すと、こういう形になるということですね。それから、一月中において48時間という、先ほどサービスを受けられる方がたくさんできるようにという形で、そうになっている。国が示している一番最低限の時間ということのようですけれども、私が最初に、この認定こども園について聞いたのは、就労していようが、いまいが、希望すれば入所できるというふうに前町長のときには、そういうふうにお聞きしておったんですが、今これを見せてもらいますと48時間以上の仕事というか、就労がなければ、やっぱり預かってもらえないのかなと、こういうふうを受け取るわけですが、そう受け取ってよろしいのでしょうか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。認定こども園というものにつきましては、まず、1号認定、2号認定、3号認定、全ての子供が対象になるというのが前提であります。1号認定の子供さんというのは就労を、保護者がしていようが、いまいが、いわゆる教育が受けたいと、就学前教育が受けたいというふうに判断されましたらご利用がいただけるということですので、無職であっても、その4時間なり5時間のサービスは受けられるということになります。

ただ、2号認定、3号認定の場合につきましては、今の基準の48時間以上の就労に携わっておられませんかという判断ができないということになりますので、ご利用がいただけませんが、それがなければ1号認定で、認定こども園をご利用いただくと、認定こども園の一番の売りは同じ施設の中で、例えば、最初は2号認定で就労が条件で保育を受けておったけども、退職されたり何やで仕事なくなりましたと、そういった場合は、今まででしたら別の園のほう、いわゆる幼稚園なら幼稚園のほうに移っていただかなければならなかったということですが、認定こども園は同じ施設の中での移動ができるというのが一番の売りだということでご理解をいただきたいというふうに思います。

ちょっとわかりにくいかわからんですが、就労時間に関係なしに、サービスが利用できるのは1号認定の子供というご理解をいただけたらというふうに思っております。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） あまり頭がよくないので、1号認定、2号認定、3号認定というのは、一応この決まりの上ではよくわかるんですが、今おっしゃったことを要約しますと、いわゆる幼稚園であれば就労していようと、してなからうと、これは入れると、あと2号認定、3号認定の保育園の関連については、やっぱり就労ということで、ある程度の制限がかかってくると、こういうふう

に理解をしたらよろしいのでしょうか。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） わかりやすく説明ができなくて申しわけございません。おっしゃるとおりでございます。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10 番（塩見 晋） 今、僕が尋ねたようなことは、既に事務を進めておられる中で、きちんと今の、その保護者の方にわかってもらっているというように理解して間違いないですか。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 認定をする際に、そういった内容については十分説明をさせていただくことになりますので、今、広報をさせていただいておる範囲では、なかなかご理解いただきにくいところがあるかと思いますが、認定については書面だけでは判断しませんので、そういった内容についても十分ご説明を申し上げまして、例えば、就労時間は長い時間あるんだけど、どうしても1号認定、いわゆる幼稚園なり、そういったところを利用したいという方も逆にありますので、そういった中身については、十分説明をさせていただく予定であります。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10 番（塩見 晋） 最後に、もう1点、お伺いしますが、その48時間という就労の証明というんですか、それは福祉課のほうでは何をもって48時間以上、就労されておるか、おられないかということの判定にされるのでしょうか。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） これまでから、入所申請をしていただく場合に就労証明書というのをつけていただいておりますので、事業所にお勤めの方については、そういった就業時間も含めて証明をいただくということになります。

それから、自営業の場合は、もうこれは自主申告になりますので、それに、その申告に基づいて判断をさせていただくということにしております。

10 番（塩見 晋） 終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私、わからんことがたくさんあるんですけど、1点に絞ってお伺いしたいと思っています。議員になってからずっと、この保育の問題は気になっておりました、いろいろと、今、時代の変化の中で、今回の場合は待機児童対策がメインになった法改正もされて、保育所なんかの制度が大きく変わってきたということを受けた基準なんですけど、第1点目にお伺いしたいんですけど、まず、この条例ですね、議案第104号の改正といいますか、補強といいますか、これは条例として出ているんですけど、町独自の、国の基準に頼らずに町独自の判断でやることは不可能なんですか、お伺いします。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えいたします。町独自の基準を持つことは可能だと判断しております。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） そうであれば、細かい基準、こういう基準がつくられていますが、こういう基準

でなくても、わざわざ持たなくても、皆さん、どうぞ入ってくださいと、待機という意味じゃないですけど、家の人も含めて入ってくださいと、いうたら就学前の教育に当たる保育をやるというような対応をしたって、私はいいいんではないかというふうに思うです。というのは、いろいろと、最近ではないんですけど、以前から保育だとか年少、いわゆる子供の発達の問題で小学校も入る、低学年ぐらいまでの中で、よく現場の中で話されたのが、現場というのは、我々が父兄の最前線におるころからなんですけど、保育を受けていたり、幼稚園を受けてきている子供と、そうでない子供の差が出ているという問題があるんですね、それは協調性の問題だとか、いろいろだと思うんですけども、集団生活をやっていないわけですからね、ここの差をね、やっぱり当時でしたか、ずっとそんな昔ではないんですけども、低学年の担当の教員なんかはね、非常に、やっぱりそういうことを、よく感じるということで、決して教育していく上でね、子育てしていく上でも非常に壁、壁というほどのものじゃないと思うんですけども、一つの障害課題だなという感じがしております、だから、この際、そういうことを差をつけないで、同じ教育や保育を受けさせるという意味で、大胆な、そういう考え方に立てないのかどうかということですね、条例が変えられるんだら立てれるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） まず、教育という観点からいけば、制限は特についておりませんので、全ての子供さんが選択をされれば幼稚園、また、認定こども園の1号認定を受けられることはできるというように思います。

今回の条例につきましては、保育についてということでございますので、この保育について、どう考えるかという問題だろうと思います。我々は、やはり保育に関する第一義的責任は保護者にあるというふうに判断をしておりますので、丸投げということは困るというふうに思っております。そういった意味で、保育の部分については、一定の制限はあってもやむを得ないのではないかと判断を持たせていただいております。

ただし、先ほどから言いますように教育を受けていただく分については、自由に受けていただくことができますので、必要であればお申し込みをいただいたら認定はできるのではないかとこのように思います。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、いわゆる、断るといいますか、課長の答弁では、家庭が任務放棄に当たるような丸投げという言い方をされたけども、実際は、いろんな環境がね、今、言うところ、子供を取り巻く環境が非常に激変していますから、僕らの時代と違いますからね、だから、そういうふうに言うのもちょっと酷な言い方かなというふうに感じているんです。

問題は、僕が言ったように子供の発達をね、どう健やかな子供に育てる上で充実させていくかという意味で、実践上の問題で、やっぱりちょっとした、そういうことが教育実践の現場の中ではいろいろと障害になってくるということをね、子供の発達から見てもそうだし、教育実践で集団生活をさせていく上でも、そういうことがね、差になってくるということがあれば、この際、今、僕が言うたように、そういうすっきりさせた、どなたでも保育できますというスタンスで対応してはいかがかという話をしたんですけど、保育の場合は、この場合は非常に保育義務があるということを前提に、それなりの条件がありそうな話ですので、条件があるのは、今、

冒頭に聞いたのは、その意味を聞いていたんですけど、やっぱり条件があるわけですね、いかがですか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） この辺は見解の問題だろうとは思いますが、やはり子供が親の手元で育つということは非常に大事な話であろうかと思えます。ただ、いろんな原因といいますか、事情で、家庭内で保育ができない時間があると、その部分について保育所等で代行させていただくということが基本だろうと思えます。

ですから、1分でも1秒でも早くお迎えに来ていただいて、子供を手元に抱いていただきたいというのが保育現場の声だということもご理解いただきたいというふうに考えております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今ね、どうも課長の答弁は、現場の方々との話で出てるんですが、気になるのは、親の責任という問題でね、子育ては親の責任って、当たり前だと思っているんです。ただ、昔、言われたように、かつて、この地域でもありましたけど、僕らが親のころですけどね、子供は一人だって育つと、保育、保育と言わいでもいいという時代が、この旧町当時ですけども、あったんですよ。

だから、私は、その認識の延長みたいな形に、私、とれるんですよ、今の課長の答弁を聞いてみると、そういう意味ではないということはあるんですよ。親だって、親は親なりにね、一般論ですけども、夕方ね、保育から帰ってきたら朝まではちゃんと守りをするわけですよ、そのことが足りるとか、足りんとか言い出したら、また、別の問題ですよ、だから、保育責任は親にあるというのは一般論としてあるけども、しかし、いまや子供や、あるいは成長を保障していく社会自身がね、今、問われているわけで、そういう制度がね、今、教育、保育については、そのことが非常に大事な時代に私は入っていると思うので、あえて、そういうことを言わせてもらったわけです。

ですから、そういう点は可能性としては、ないのであれば仕方ないんですが、あるのであれば、今後やっぱり研究していく課題があるだろうなというふうに思っています。

終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第104号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第104号 与謝野町保育の必要性の認定に関する条例の制定については原案の



とおり可決することに決定しました。

次に、日程第2 議案第105号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより議案第105号を採決します。  
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第105号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第3 議案第106号 町道路線の廃止について、及び日程第4 議案第107号 町道路線の認定について、以上2件を一括議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、議案第106号及び議案第107号について一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

有吉議員。

12番(有吉 正) それでは、議案第106号、議案第107号、一括審議ということで、ちょっと質問させていただきます。

町道岩屋川線廃止と、それから認定とあります。これに非常に関係しているので質問させていただくわけですが、資料の20ページ、これが廃止する路線、それから、24ページ、これが認定する路線ということで、非常に細かい地図ですので、わかりにくいんですけども、うまく説明ができたと思うんですが、特に建設課長、あるいは町長にはちょっとご認識をしていただきたいなと思っております。

21ページを見ていただきますと、これは子安庄内線が載っております。これについては、子安庄内線というのは町道岩屋川線が21ページの地図の終点のところから、真っすぐのところですね、町道岩屋川線と右側書いてありますけども、それが、この路線が岩屋川線になるということで起点と終点が変わることなんですけども、いわゆる21ページでいいますと、岩屋川線は町道福祉の里線に行って、そして、21ページの終点と赤い字で書いてありますけども、その町道向岩屋本線の終点という字の2センチほど下のところに出るのが、前の町道岩屋川線ということだというふうに思います。

私、6月議会、9月議会と町道大門線の説明をさせていただきました。太田町長は京力農場プ

ランを策定していただき、そして、大門線、あるいは水路のことについてもやっていくというようなご答弁をいただいていたわけですが、ことしの9月議会、12月議会ともに町道岩屋川線が完成してから大門線にかかるというような山添町長のご答弁であったり、あるいは大門線を工事すると並行して水路関係も変わってきますから、その辺をあわせて工事したいというような答弁であったように記憶しておるわけですが、それで、この21ページの地図を見ていただきましたら、町道大門線が、先ほど言いました岩屋川線、前の岩屋川線ですね、前ページのところが町道大門線がひつつくわけなんです、ですから、これが平成3年当時、私がちょうど野田川町時代に議員にならせていただいたときなんですけれども、大門線は町道認定を平成3年、このような建設課長のご答弁があったというふうに記憶しておるわけですが、ですから、岩屋川線ができてからというのが、野田川の当時の建設課、あるいは理事者のご判断だったというふうに理解しております。ですから、基本的に大門線と岩屋川線は、今の現在では全く関係がないんだということで、私は、これはこれで進めていただく必要があると、この地図を見ていただいて、その辺をはっきりご認識いただきたいと思って質問させていただきました。

その辺のことが、このおられる理事者の中でわかる人は数人おられるんじゃないかなというふうに思うわけですが、その辺のご認識をいただきたいということと、できればご答弁もお願いしたいと、このように思います。いかがでしょうか。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 私のほうから説明させていただきます。確かに今、旧町のときから町道岩屋川線というのがございまして、それを主要地方道の宮津養父線までつけるというふうなことで、新町のほうに引き継ぎをしております。この部分につきましては、今、新町になってからも議員もご承知のように用地買収だとか、そういうふうなことをさせていただいております。一定、この岩屋川線というのが町といたしましても、いわゆる整備をしていくんだというふうな町の方針でございまして、まずは、今の岩屋川線からというふうなことで、ずっと継続をさせていただいておるというふうな内容でございまして、

それから、町道の大門線につきましても、旧町時代から大門線の改良ということで町道認定をしていただいたと、その部分につきましても、我々としていたしましては、わかっているつもりでございまして。さっきもありましたように、町道大門線につきましても、一部水路の整備も一緒にあわせてしなければならないというふうなこともございまして、その辺のところは、よくよくわかっているわけですが、町といたしましては、やはり今、宮津養父線が仮に通行どめになりますと、なかなか大型車が通る道路がございませぬので、まずは、今の岩屋川線を整備をさせていただきたいという思いで、今までからずっと整備をさせていただいておるというふうな内容でございまして、確かに、この地図を見ていただくと、路線としては、そういうふうな別の路線ではございませぬけれども、そうやって主要地方道自体が、やはり町の幹線道路でもございませぬし、そういう意味の代替道路として岩屋川線がどうしても必要だということで、今、町のほうとしては一生懸命、こうやって努力をさせていただいておるというふうな内容でございまして、やはりその部分につきましては、ご理解をいただきたいなというふうに思っております。

議長（今田博文） 有吉議員。

12番（有吉 正） おっしゃるとおりなんです、課長。おっしゃるとおりなんです、基本的にあと

少しで完成するという事は、よく私もわかっているつもりでございます。ただ、町道福祉の里線というのが21ページに載っております。当時、福祉の里をつくろうと、それは障害者施設、特養ホーム、まだ、茂籠町長時代だったわけですが、当時、そういったことで、いろいろと地域で村おこしといいますが、いろんな中にも、それからちょうど左側、地図でいうたら左側のほうにツツジの雲岩公園もあるわけなんですけども、いろんな中で整備計画等々、ただ、岩屋川線については、このルートを通るのか、あるいはちょうど河守団地のところですね、あそこルートにするのか、どのみち民家移転をお願いせんなんのが2、3軒ありましたので、どっちを通っても大変な作業が要るんだろうなという思いでおったわけですが、一応ルートも決まり、あと少しで完成というところなんですけども、そこで町長にお伺いしたいのは、それこそ、こういったこともわかっていたきながら、そして、農道が非常に、町道認定はされておるけども、現実の農道自体も軽トラが危ういという状況でもありますので、その辺、ひとつ、ぜひ太田町長が約束された、その思いを、私は太田町長は、このことは理解しておってくれたと思っております。だけど、今までどおりのご答弁の内容が、そのまま読まれて、そのやりとりができなかったもので、ぜひ、ここはご理解いただきながら、前に進めることも建設課長の答弁は答弁として、町長としてのお考えを今、できれば聞かせていただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいまご質問をいただきました件につきましては、6月、9月の議会におきましてご質問をいただいている点でございます。その答弁で、私は幹線道路の整備を優先させていきたいということを申し上げました。それに対しまして、もうそろそろ、その整備も完成間近というところなので、次なる一歩をとるというご質問であろうというふうに思います。

この点につきましては、農業振興なども非常に大きく関係してくるということでメリット、デメリットについて本格的に調査をしていきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 有吉議員。

1 2 番（有吉 正） 今、町長、言われたように、農業振興とも絡んできます。やはり農地が荒れると地域としては、必ず衰退していきます。子供がいないということも現実ではあるわけなんですけども、ぜひ、その辺をよろしく、ご決断のときもくると思うんですが、小さなことでも、ひとつよろしくお願ひしたいということを申し上げまして、質問を終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

安達議員。

5 番（安達種雄） 建設課長に伺いますが、今、有吉議員からいろいろとご質問があったわけですが、私は、この子安庄内線の終点ですね、ここがいわゆる町道向岩屋本線が終点になっておりますが、町道向岩屋線、もう一本西側の道路が終点になるのが自然ではないだろうか、と、いいますのも、この今、提案されております終点の地点で、いわゆる通行どめの構築物がありますと、この辺の周辺の方がぐるっと大回りをして宮津養父線とか、町道向岩屋本線のほうに出なければならないと、いわゆるお宮さんの突き当たりまで来なければ、ぐるっと迂回しなければならないと、これが町道向岩屋本線でなく、町道向岩屋線のところで終点になっておれば、この部分が利用できるわけなんですけども、ここでとめてある理由というのは、どういったものでしょうか。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 21ページは向岩屋本線の従前の、いわゆる変更前のことを言わせていただいております。その25ページで重複する部分がございますので、終点を25ページのようにさせていただきますというふうな思いでご提案をさせていただいておりますというふうな内容でございます。

今、議員がおっしゃいました町道向岩屋線の関係につきましては、確かに民家もございますので、今の看板は、多分、向岩屋線のところに出ささせていただいておりますというふうなふうに思っておりますけれども、道路改良をするに当たりまして、新しい、立ち退いていただいて、そこに家屋を建てていただいておりますというふうな内容もございますので、そういうふうなことも含めまして今、看板の部分について、ああいう格好で整備をさせていただいておりますというふうな内容でございますので、その点につきましてはご理解がいただきたいというふうに思っております。

確かに町道の向岩屋線よりも、町道の向岩屋本線のほうが幅員も広うございますので、できましたら、そういう思いで側溝の整備もさせていただいて、できるだけ歩行者だとか、あるいはまた、通行される車両の部分も、できるだけ幅員を広げたいというふうな思いで今、側溝を整備させていただいたというふうなことでございますので、確かに向岩屋本線のほうが通行量も多いわけでございますけれども、向岩屋線のほうにも民家がございますので、そういったところも一定配慮しなければならないというふうな思いで、今ああいう格好で看板を置かせていただいているということでございます。

議長（今田博文） 安達議員。

5 番（安達種雄） 今回の提案の部分と、ちょっと異なるわけなんで、現状をちょっと重きにおいて、この機会にと思っておりますが、地域で生活しておられる方、また、大きな事業所も、この近辺にありますので、町道の利用の利便性を図った上で、これから早い時期に、この本線と向岩屋線の供用開始という位置づけ、どうなるかわからんですが、地元の方が利用できますように、ちょっと方向づけを願いたいと思っておりますが、いかがですか。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） その件につきましては、一度、地域のほうとも調整をさせていただいて、できるだけよい方法をというふうにも思っておりますし、また、安全性の面からも、やはり考えていく必要もあろうかというふうに思っておりますので、その2点を重きにおきまして、調整をさせていただきますというふうに思っております。

5 番（安達種雄） 以上で終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

最初に議案第106号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第106号 町道路線の廃止については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第107号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第107号 町道路線の認定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5 議案第108号 三河内大橋・嘉久屋橋・鳴橋橋梁補修工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

勢簀議員。

14番(勢簀 毅) それでは、議案第108号につきまして、若干質問をしたいと思います。

これは国の社会保障交付金3,421万円でしたかを受けて、これを超寿命化もあわせながらやられるということなんですが、酒井工業に既に事業をお世話になっているんですが、この今回、変更で、取りやめになっているところ、この部分、この工事内容について再度、ちょっと説明いただけませんか、課長。

議長(今田博文) 西原建設課長。

建設課長(西原正樹) そうしましたら、今回の議案第108号の関係につきまして、説明をさせていただきたいというふうに思っています。嘉久屋橋の関係でございます。伸縮装置の取りかえということを見せていただくというふうに当初では思っておりましたけれども、これにつきましても、再度、着工前にもう一度、点検をいたしますと、この部分につきましては、現在、まだ、稼働できるというふうな状況から伸縮装置の取りかえの部分につきましては、今回、廃工とさせていただいておるというふうな内容でございます。

それから、嘉久屋橋の高欄塗装工の関係でございます。これも現地におきまして、表面の部分が、ひびが入っておる部分がございますので、そういった部分を再度、塗装を行うというふうにさせていただいておりますけれども、この部分につきましては、層乾剥離というふうな状況になっておりました、これをそのまま再度、塗装をし直しても、また、剥離が生じてくるというふうな内容もございまして、この部分につきましては、取りかえるのがよいのか、その部分につきまして、再度、調査をさせていただきたいなというふうな思いで、今回の部分につきましては、高欄塗装工の部分について廃工をさせていただいております。

それから、鳴橋の関係でございます。伸縮装置の補修ということで提示をさせていただいておりますけれども、この部分につきましては、いわゆる土が伸縮装置に入っておる部分がございますので、伸縮装置の部分につきましては、清掃ということにさせていただいております。

それから、橋梁塗装工の関係についてでございます。この部分につきましては、この間も説明をさせていただきましたように、平成26年5月30日付の厚労省の労働基準局の安全衛生部というております部署がございまして、そこから鉛等の有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止についてというふうな通達が出ておりまして、ここの部分につきましては、いわゆる鉛中毒の関係がございまして、ここの部分につきましては、まだ、きちんとした国の基準等が示されていないと。それから、そういうふうなこともございまして、また、上部団体でございます京都府等々とも十分、ここの部分につきまして調整をさせていただく中で、この橋梁塗装工の部分につきましては、後年度に、またきちんと、そういうふうなことができた段階でやったほうがいいんじゃないかというふうなご指導もいただいて、今回、橋梁塗装工の部分につきまして、廃工をさせていただくというふうな内容でございます。

また、滝川橋の関係の高欄取りかえ工の関係でございます。ここの滝川橋につきましては、昭和57年に架設をされておまして、今から約30数年がたつておるといふような状況でございます。この部分につきましては、高欄の部分、高欄の部分がガードレールできておるといふような内容でございますので、一部は今の、もう30数年もたつていくと、いわゆる耐用年数からも十分年限が過ぎておるといふようなことと、それから、高欄というものが、いわゆる表層工の部分から1メートル10なければならないというふうになっておりますけれども、現地では110センチございませんで、その部分についても非常に今、危ないというんですか、低い状況でございますので、今回、この部分につきまして、取りかえをさせていただきたいというふうな内容が、今回の変更の内容でございます。

議長（今田博文） 勢簀議員。

14番（勢簀 毅） 課長、よくわかりました。わかりましたんですけどね、私が、どうも理解ができてにくいのは今回、こういうことで、それぞれの理由が、私はあると、また、事実そういうことだと思っておりますが、これが既に酒井工業と契約がされて、走っている段階で、このことがわかるか、あるいは着工直前にわかるということは、どうも理解ができてにくいんですわ。それに、課長、これ国の補助事業ですから、国とも当然、事前にやりとりがされておりますし、そして、そういうことの中で、私は、こういった十分担当課としてもわかっているんじゃないかなと思っておるのが一つと、それから、鉛の話がありました。あれ多分、赤い塗料だと思っておりますが、これにしても、既に、もうこれはアメリカで、このものが問題になるというのは、もう15年も、もっと前だという、私、記憶があるんですよ。だから、今回、これアルコール系をやられるということは何か聞いたような気がするんですが、その辺についても、私は当然、鉛中毒の関係は、もう担当課としては意識されておらんなんことだったんじゃないかなと思っておりますが、私はどうも事前の調査の段階で、こういったことが、みなわかっておらんなん。例えば、これの伸縮装置の取りかえ工にしましても、橋に伸縮装置、つなぎのところに入っております。入っておるんで、僕はこういったことが、ここに来るまで、はっきりしなかったというのは、どうも理解ができませんが、そのところを課長、お願いできませんか。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今の伸縮装置の関係につきましては、確かに事前の調査をさせていただいております。その中での伸縮装置の取りかえという部分につきましては、いわゆる架設してから何年と

というのが一つの、一定のめどになっておりまして、その部分で、国のほうでは、何年かたつと、そういうふうな伸縮装置の部分が、どうしても傷んでくる。あるいはまた、装置の部分の、そういうふうな効果が薄れてくるというふうな内容で、今の取りかえというふうなことを上げられておるわけでございますけれども、実際、現場に行きますと、まだまだ、十分伸縮装置の部分について効果が発現されておるといふような内容でございましたので、その部分については、そこまで伸縮装置の部分まで取りかえて、今、高額の費用を使って直すのかどうかということになりますと、やはり国のほうでも十分、その伸縮装置の部分については、可否の部分もございまして、そういった部分を確かに、一定は、そうやって調査をさせていただいております、与謝野町の部分で137橋ございますけれども、そうやって現地のほうにも出向いて、一つ一つそうやって調査をさせていただいておりますけれども、その条件の部分が、どうしてもなかなかわかりにくい部分もございまして、今回、再度、その部分につきまして精査をさせていただいたということの内容でございます。

国の社会資本整備総合交付金を使って、こういうふうな橋梁の補修だとかいうふうな維持工事の部分につきましても、国のほうで、そういうふうな対応がしていただけるということでございます。確かに今回、議員のほうからも、そういうふうな指摘も受けておりまして、我々の部分につきましても、その部分については、今後も勉強していかんなん部分なんかなというふうにも思っておりますし、一定程度、今、今後、ずっと実施設計に入っておりますので、その点も含めて精査をさせていただきたいなというふうに思っております。

議長（今田博文） 勢籟議員。

14番（勢籟 毅） 課長おっしゃるように、たくさん橋梁もありまして、そうした中でいろいろ担当課としてもご苦労だということは十分わかるんですが、既に設計が終わったり、あるいは実施設計が済んだ段階で、そういったことが出てくるということではなしに、私は担当課として、きちんと、やっぱりお願いをしておく必要があると、それから、国は確かに全国を見ながら、いろんなことをおつくりなるわけですから、そらもう何十年たつたらと、あるいは10年、20年、おっしゃるんですが、それはもう、利用量の、例えば車にしましても通行量が違うわけですね、そういったことを十分加味しながら、私の町にとって必要な部分を今後、拾い上げていただきたいなというふうに思っておりますし、事前の調査を、私は、やはり担当課としてきっちりをお願いをしておかなあかんというふうに思っております。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今、ご指摘いただいたことにつきましては、私どもも十分、今後も精査をさせていただかんなん部分もございまして、また、今回、出させてもらったやつは、平成25年度で実施設計をさせていただいた物件でございますので、今、おっしゃいましたように、その辺のところにつきましても国の国土交通省の部分ですと、やはり直接入ってくるわけですがけれども、ほかの部署の部分につきましては、なかなかわかりにくい部分もございまして、今後につきましては、そういったところにも十分目配りをさせていただいて、できるだけ、いわゆるそういうふうな可否がないような格好で調整をさせていただきたいなと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

14番（勢籟 毅） はい、終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第108号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第108号 三河内大橋・嘉久屋橋・嗎橋橋梁補修工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6 議案第109号 災害復旧事業の施行についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第109号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第109号 災害復旧事業の施行については、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

次回は、12月17日、午前9時30分から開議しますのでご参集ください。

ご苦労さんでした。

（散会 午後 2時32分）